

<修正案>

帯広市国民保護計画 新旧対照表

令和 5 年(2023 年) 2 月

帯広市国民保護協議会

帯広市国民保護計画 新旧対照表

頁	現 行 (令和3年3月)	修 正 (令和5年 月)	備 考
目次	目 次	目 次	ページの修正
1	第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え・・・25	第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え・・・25	
	1 避難に関する基本的事項・・・25	1 避難に関する基本的事項・・・25	
	2 避難実施要領のパターンの作成・・・26	2 避難実施要領のパターンの作成・・・27	
目次	3 救援に関する基本的事項・・・26	3 救援に関する基本的事項・・・27	
2	4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等・・・27	4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等・・・28	
	5 避難施設の指定への協力・・・27	5 避難施設の指定への協力・・・28	
	6 生活関連等施設の把握等・・・27	6 生活関連等施設の把握等・・・28	
	第3章 物資及び資材の備蓄、整備・・・29	第3章 物資及び資材の備蓄、整備・・・29	
	1 市における備蓄・・・29	1 市における備蓄・・・30	
	2 市が管理する施設及び設備の整備及び点検等・・・29	2 市が管理する施設及び設備の整備及び点検等・・・30	
	第4章 国民保護に関する啓発・・・30	第4章 国民保護に関する啓発・・・31	
	1 国民保護措置に関する啓発・・・30	1 国民保護措置に関する啓発・・・31	
	2 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発・・・30	2 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発・・・31	
	第3編 武力攻撃事態等への対処・・・31	第3編 武力攻撃事態等への対処・・・32	
	第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置・・・31	第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置・・・32	
	1 事態認定前における緊急事態連絡室等の設置及び初動措置・・・31	1 事態認定前における緊急事態連絡室等の設置及び初動措置・・・32	
	2 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応・・・33	2 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応・・・34	
	第2章 市対策本部の設置等・・・33	第2章 市対策本部の設置等・・・34	
	1 市対策本部の設置・・・33	1 市対策本部の設置・・・34	
	2 通信の確保・・・40	2 通信の確保・・・41	
	第3章 関係機関相互の連携・・・40	第3章 関係機関相互の連携・・・41	
	1 国・道の対策本部との連携・・・41	1 国・道の対策本部との連携・・・42	
	2 知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等・・・41	2 知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等・・・42	
	3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等・・・41	3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等・・・42	
	4 他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託・・・42	4 他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託・・・43	
	5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請・・・42	5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請・・・43	
	6 市の行う応援等・・・43	6 市の行う応援等・・・44	
	7 ボランティア団体等に対する支援等・・・43	7 ボランティア団体等に対する支援等・・・44	
	8 住民への協力要請・・・44	8 住民への協力要請・・・45	
	第4章 警報及び避難の指示等・・・44	第4章 警報及び避難の指示等・・・45	
	第1 警報の伝達等・・・44	第1 警報の伝達等・・・45	
	1 警報の内容の伝達等・・・44	1 警報の内容の伝達等・・・45	
	2 警報の内容の伝達方法・・・45	2 警報の内容の伝達方法・・・46	
	3 緊急通報の伝達及び通知・・・46	3 緊急通報の伝達及び通知・・・47	
	第2 避難住民の誘導等・・・46	第2 避難住民の誘導等・・・47	
	1 避難の指示の通知・伝達・・・46	1 避難の指示の通知・伝達・・・47	
	2 避難実施要領の策定・・・47	2 避難実施要領の策定・・・48	
	3 避難住民の誘導・・・49	3 避難住民の誘導・・・50	
	4 事態想定ごとの避難の留意点・・・52	4 事態想定ごとの避難の留意点・・・53	
	第5章 救援・・・54	第5章 救援・・・55	
	1 救援の実施・・・54	1 救援の実施・・・55	
目次	2 関係機関との連携・・・55	2 関係機関との連携・・・56	
3	3 救援の内容・・・55	3 救援の内容・・・57	
	4 医療活動等を実施する際に特に留意すべき事項・・・59	4 医療活動等を実施する際に特に留意すべき事項・・・60	
	5 救援の際の物資の売渡し要請等・・・59	5 救援の際の物資の売渡し要請等・・・60	

帯広市国民保護計画 新旧対照表

頁	現 行 (令和3年3月)	修 正 (令和5年 月)	備 考
目次	第6章 安否情報の収集・提供・・・・・・・・・・・・・・・・・・6.0	第6章 安否情報の収集・提供・・・・・・・・・・・・・・・・・・6.1	ページの修正
3	1 安否情報システムの利用・・・・・・・・・・・・・・・・・・6.0	1 安否情報システムの利用・・・・・・・・・・・・・・・・・・6.1	
	2 安否情報の収集・・・・・・・・・・・・・・・・・・6.0	2 安否情報の収集・・・・・・・・・・・・・・・・・・6.2	
	3 道に対する報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・6.1	3 道に対する報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・6.2	
	4 安否情報の照会に対する回答・・・・・・・・・・・・・・・・・・6.1	4 安否情報の照会に対する回答・・・・・・・・・・・・・・・・・・6.2	
	5 日本赤十字社に対する協力・・・・・・・・・・・・・・・・・・6.2	5 日本赤十字社に対する協力・・・・・・・・・・・・・・・・・・6.3	
	第7章 武力攻撃災害への対処・・・・・・・・・・・・・・・・・・6.2	第7章 武力攻撃災害への対処・・・・・・・・・・・・・・・・・・6.3	
	第1 武力攻撃災害への対処・・・・・・・・・・・・・・・・・・6.2	第1 武力攻撃災害への対処・・・・・・・・・・・・・・・・・・6.3	
	1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方・・・・・・・・・・6.2	1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方・・・・・・・・・・6.4	
	2 武力攻撃災害の兆候の通報・・・・・・・・・・・・・・・・・・6.3	2 武力攻撃災害の兆候の通報・・・・・・・・・・・・・・・・・・6.4	
	第2 応急措置等・・・・・・・・・・・・・・・・・・6.3	第2 応急措置等・・・・・・・・・・・・・・・・・・6.4	
	1 退避の指示・・・・・・・・・・・・・・・・・・6.3	1 退避の指示・・・・・・・・・・・・・・・・・・6.4	
	2 警戒区域の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・6.4	2 警戒区域の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・6.6	
	3 応急公用負担等・・・・・・・・・・・・・・・・・・6.5	3 応急公用負担等・・・・・・・・・・・・・・・・・・6.6	
	4 消防に関する措置等・・・・・・・・・・・・・・・・・・6.5	4 消防に関する措置等・・・・・・・・・・・・・・・・・・6.7	
	第3 生活関連等施設における災害への対処等・・・・・・・・・・6.7	第3 生活関連等施設における災害への対処等・・・・・・・・・・6.8	
	1 生活関連等施設の安全確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・6.7	1 生活関連等施設の安全確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・6.9	
	2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び排除・・・・・・・・6.8	2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び排除・・・・・・・・6.9	
	第4 NBC攻撃による災害への対処等・・・・・・・・・・・・・・・・6.9	第4 NBC攻撃による災害への対処等・・・・・・・・・・・・・・・・7.0	
	1 NBC攻撃による災害への対処・・・・・・・・・・・・・・・・6.9	1 NBC攻撃による災害への対処・・・・・・・・・・・・・・・・7.0	
	第8章 被災情報の収集及び報告・・・・・・・・・・・・・・・・7.1	第8章 被災情報の収集及び報告・・・・・・・・・・・・・・・・7.2	
	第9章 保健衛生の確保その他の措置・・・・・・・・・・・・7.2	第9章 保健衛生の確保その他の措置・・・・・・・・・・・・7.3	
	1 保健衛生の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・7.2	1 保健衛生の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・7.3	
	2 廃棄物の処理・・・・・・・・・・・・・・・・・・7.2	2 廃棄物の処理・・・・・・・・・・・・・・・・・・7.4	
	第10章 国民生活の安定に関する措置・・・・・・・・・・・・7.3	第10章 国民生活の安定に関する措置・・・・・・・・・・・・7.4	
	1 生活関連物資等の価格安定・・・・・・・・・・・・・・・・7.3	1 生活関連物資等の価格安定・・・・・・・・・・・・・・・・7.4	
	2 避難住民等の生活安定等・・・・・・・・・・・・・・・・7.3	2 避難住民等の生活安定等・・・・・・・・・・・・・・・・7.5	
	3 生活基盤等の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・7.4	3 生活基盤等の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・7.5	
	第11章 特殊標章等の交付及び管理・・・・・・・・・・・・7.4	第11章 特殊標章等の交付及び管理・・・・・・・・・・・・7.5	
	第4編 復旧等・・・・・・・・・・・・・・・・・・7.6	第4編 復旧等・・・・・・・・・・・・・・・・・・7.8	
	第1章 応急の復旧・・・・・・・・・・・・・・・・・・7.6	第1章 応急の復旧・・・・・・・・・・・・・・・・・・7.8	
	1 基本的考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・7.6	1 基本的考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・7.8	
	2 公共的施設の応急の復旧・・・・・・・・・・・・・・・・7.6	2 公共的施設の応急の復旧・・・・・・・・・・・・・・・・7.8	
	第2章 武力攻撃災害の復旧・・・・・・・・・・・・・・・・7.7	第2章 武力攻撃災害の復旧・・・・・・・・・・・・・・・・7.9	
	第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等・・・・・・・・7.7	第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等・・・・・・・・7.9	
	1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求・・7.7	1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求・・7.9	
	2 損失補償及び損害補償・・・・・・・・・・・・・・・・7.7	2 損失補償及び損害補償・・・・・・・・・・・・・・・・7.9	
	3 総合調整及び指示に係る損失の補てん・・・・・・・・7.8	3 総合調整及び指示に係る損失の補てん・・・・・・・・8.0	
目次	第5編 緊急対処事態への対処・・・・・・・・・・・・・・・・7.9	第5編 緊急対処事態への対処・・・・・・・・・・・・・・・・8.1	
4	1 緊急対処事態・・・・・・・・・・・・・・・・・・7.9	1 緊急対処事態・・・・・・・・・・・・・・・・・・8.1	
	2 緊急対処事態における警報の通知及び伝達・・・・・・・・7.9	2 緊急対処事態における警報の通知及び伝達・・・・・・・・8.1	
	資料編・・・・・・・・・・・・・・・・・・8.0	資料編・・・・・・・・・・・・・・・・・・8.2	

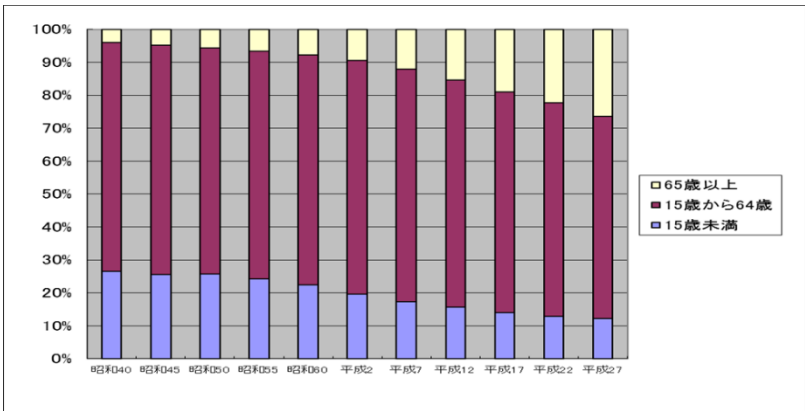
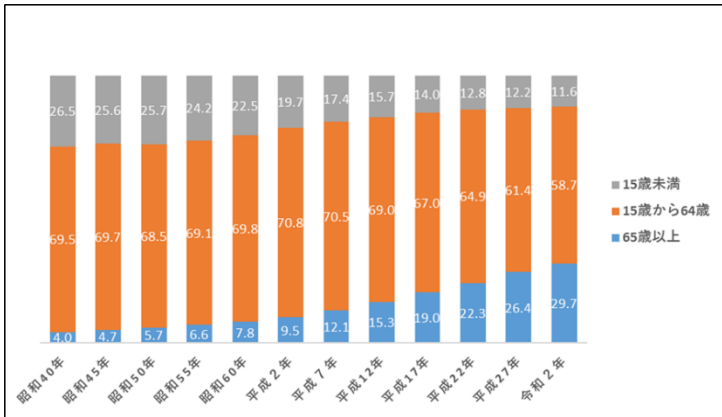
帯広市国民保護計画 新旧対照表

頁	現 行 (令和3年3月)	修 正 (令和5年 月)	備 考																																																																																																																																				
P5	<p>第1編 総論 第3章 市の事務又は業務の大綱 (略)</p> <p>○ 関係機関 【関係指定行政機関及び関係指定地方行政機関】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>担当部署</th> <th>所 在 地</th> <th>名 称</th> <th>担当部署</th> <th>所 在 地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>帯広開発建設部</td> <td>防災対策室</td> <td>西4南8</td> <td>東京航空局帯広空</td> <td>出張所</td> <td>泉町西9線</td> </tr> <tr> <td>帯広財務事務所</td> <td>総務課</td> <td>西4南8</td> <td>港出張所</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>帯広測候所</td> <td></td> <td>東4南9</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>【指定公共機関】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>担当部署</th> <th>所 在 地</th> <th>名 称</th> <th>担当部署</th> <th>所 在 地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>JR北海道帯広地区 駅</td> <td></td> <td>西2南12</td> <td>日本放送協会帯広 放送局</td> <td>企画編成 部</td> <td>西5南7</td> </tr> <tr> <td>東日本電信電話株北 海道東支店</td> <td></td> <td>東3南12</td> <td>日本通運株帯広支 店</td> <td>総務課</td> <td>西20南1</td> </tr> <tr> <td>日本赤十字社北海道支 部帯広市地区</td> <td>市役所地域 福祉課</td> <td>西5南7</td> <td>北海道電力ネット ワーク株式会社帯 広支店</td> <td>画総務グ ループ</td> <td>西5南7</td> </tr> <tr> <td>日本銀行帯広事務 所</td> <td></td> <td>西2南12</td> <td>日本郵便株帯広郵便 局</td> <td>総務部</td> <td>西3南8</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>電源開発株上士幌電 力所</td> <td></td> <td>上士幌町 士幌東2線 228</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	担当部署	所 在 地	名 称	担当部署	所 在 地	帯広開発建設部	防災対策室	西4南8	東京航空局帯広空	出張所	泉町西9線	帯広財務事務所	総務課	西4南8	港出張所			(略)	(略)	(略)	帯広測候所		東4南9				(略)	(略)	(略)	名 称	担当部署	所 在 地	名 称	担当部署	所 在 地	JR北海道帯広地区 駅		西2南12	日本放送協会帯広 放送局	企画編成 部	西5南7	東日本電信電話株北 海道東支店		東3南12	日本通運株帯広支 店	総務課	西20南1	日本赤十字社北海道支 部帯広市地区	市役所地域 福祉課	西5南7	北海道電力ネット ワーク株式会社帯 広支店	画総務グ ループ	西5南7	日本銀行帯広事務 所		西2南12	日本郵便株帯広郵便 局	総務部	西3南8				電源開発株上士幌電 力所		上士幌町 士幌東2線 228	<p>第1編 総論 第3章 市の事務又は業務の大綱 (略)</p> <p>○ 関係機関 【関係指定行政機関及び関係指定地方行政機関】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>担当部署</th> <th>所 在 地</th> <th>名 称</th> <th>担当部署</th> <th>所 在 地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>帯広開発建設部</td> <td>防災課</td> <td>西5南8</td> <td>東京航空局帯広空</td> <td>出張所</td> <td>泉町西9線</td> </tr> <tr> <td>帯広財務事務所</td> <td>総務課</td> <td>西5南8</td> <td>港出張所</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>帯広測候所</td> <td></td> <td>東4南9</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>【指定公共機関】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>担当部署</th> <th>所 在 地</th> <th>名 称</th> <th>担当部署</th> <th>所 在 地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>JR北海道帯広地区 駅</td> <td></td> <td>西2南12</td> <td>日本放送協会帯広 放送局</td> <td>企画編成 部</td> <td>西5南7</td> </tr> <tr> <td>東日本電信電話株北 海道東支店</td> <td></td> <td>東3南12</td> <td>日本通運株道東支 店</td> <td></td> <td>西20南1</td> </tr> <tr> <td>日本赤十字社北海道支 部帯広市地区</td> <td>市役所地域 福祉課</td> <td>西5南7</td> <td>北海道電力ネット ワーク株帯広支店</td> <td>画総務グ ループ</td> <td>西5南7</td> </tr> <tr> <td>日本銀行帯広事務 所</td> <td></td> <td>西2南12</td> <td>日本郵便株帯広郵便 局</td> <td>総務部</td> <td>西3南8</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>電源開発株上士幌電 力所</td> <td></td> <td>上士幌町上 士幌東2線 228</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	担当部署	所 在 地	名 称	担当部署	所 在 地	帯広開発建設部	防災課	西5南8	東京航空局帯広空	出張所	泉町西9線	帯広財務事務所	総務課	西5南8	港出張所			(略)	(略)	(略)	帯広測候所		東4南9				(略)	(略)	(略)	名 称	担当部署	所 在 地	名 称	担当部署	所 在 地	JR北海道帯広地区 駅		西2南12	日本放送協会帯広 放送局	企画編成 部	西5南7	東日本電信電話株北 海道東支店		東3南12	日本通運株道東支 店		西20南1	日本赤十字社北海道支 部帯広市地区	市役所地域 福祉課	西5南7	北海道電力ネット ワーク株帯広支店	画総務グ ループ	西5南7	日本銀行帯広事務 所		西2南12	日本郵便株帯広郵便 局	総務部	西3南8				電源開発株上士幌電 力所		上士幌町上 士幌東2線 228	<p>組織改編(令和4年4月)による修正及び誤記の修正</p> <p>支店名の変更及び誤記等の修正</p>
名 称	担当部署	所 在 地	名 称	担当部署	所 在 地																																																																																																																																		
帯広開発建設部	防災対策室	西4南8	東京航空局帯広空	出張所	泉町西9線																																																																																																																																		
帯広財務事務所	総務課	西4南8	港出張所																																																																																																																																				
(略)	(略)	(略)	帯広測候所		東4南9																																																																																																																																		
			(略)	(略)	(略)																																																																																																																																		
名 称	担当部署	所 在 地	名 称	担当部署	所 在 地																																																																																																																																		
JR北海道帯広地区 駅		西2南12	日本放送協会帯広 放送局	企画編成 部	西5南7																																																																																																																																		
東日本電信電話株北 海道東支店		東3南12	日本通運株帯広支 店	総務課	西20南1																																																																																																																																		
日本赤十字社北海道支 部帯広市地区	市役所地域 福祉課	西5南7	北海道電力ネット ワーク株式会社帯 広支店	画総務グ ループ	西5南7																																																																																																																																		
日本銀行帯広事務 所		西2南12	日本郵便株帯広郵便 局	総務部	西3南8																																																																																																																																		
			電源開発株上士幌電 力所		上士幌町 士幌東2線 228																																																																																																																																		
名 称	担当部署	所 在 地	名 称	担当部署	所 在 地																																																																																																																																		
帯広開発建設部	防災課	西5南8	東京航空局帯広空	出張所	泉町西9線																																																																																																																																		
帯広財務事務所	総務課	西5南8	港出張所																																																																																																																																				
(略)	(略)	(略)	帯広測候所		東4南9																																																																																																																																		
			(略)	(略)	(略)																																																																																																																																		
名 称	担当部署	所 在 地	名 称	担当部署	所 在 地																																																																																																																																		
JR北海道帯広地区 駅		西2南12	日本放送協会帯広 放送局	企画編成 部	西5南7																																																																																																																																		
東日本電信電話株北 海道東支店		東3南12	日本通運株道東支 店		西20南1																																																																																																																																		
日本赤十字社北海道支 部帯広市地区	市役所地域 福祉課	西5南7	北海道電力ネット ワーク株帯広支店	画総務グ ループ	西5南7																																																																																																																																		
日本銀行帯広事務 所		西2南12	日本郵便株帯広郵便 局	総務部	西3南8																																																																																																																																		
			電源開発株上士幌電 力所		上士幌町上 士幌東2線 228																																																																																																																																		

帯広市国民保護計画 新旧対照表

頁	現 行 (令和3年3月)						修 正 (令和5年 月)						備 考	
P6	【指定地方公共機関】						【指定地方公共機関】						国民保護上の指定地方公共機関ではないため他分類へ移動 誤記の修正	
	名 称	担当部署	所 在 地	名 称	担当部署	所 在 地	名 称	担当部署	所 在 地	名 称	担当部署	所 在 地		
	帯広市医師会	事務局	東3南11	北海道文化放送帯広		西4南9	帯広市医師会	事務局	東3南11	北海道文化放送帯広		西4南9		
	十勝歯科医師会		東7南9	広支社			十勝歯科医師会		東7南9	広支社				
	北海道薬剤師会十勝支部		西2南3	帯広ガス株	供給保安課	西9南8	北海道薬剤師会十勝支部		西2南3	帯広ガス株	供給保安課	西9南8		
	北海道獣医師会十勝支部		基松町基線3	十勝地区トラック協会	事務局	西19北1	北海道獣医師会十勝支部		十勝地区トラック協会	事務局		西19北2		
	北海道放送帯広放送局		西2南10	北海道バス協会		札幌市中央区北1西19	北海道放送帯広放送局		西2南10	北海道バス協会		札幌市中央区北1西19		
	札幌テレビ放送帯広放送局		西3南9	北海道警備業協会帯広支部		大通南15	札幌テレビ放送帯広放送局		西3南9	北海道LPガス協会十勝支部		西5南2		
	北海道テレビ放送帯広支社		西3南10	北海道LPガス協会十勝支部		西5南2	北海道テレビ放送帯広支社		西3南10					
	(略)						(略)							
【公共的団体及び避難・救援上重要な施設の管理者】						【公共的団体及び避難・救援上重要な施設の管理者】								
名 称	担当部署	所 在 地	名 称	担当部署	所 在 地	名 称	担当部署	所 在 地	名 称	担当部署	所 在 地			
帯広市川西農業協同組合	管理部	川西町西2-6	(福)帯広市社会福祉協議会	地域福祉課	公園東町3-9	帯広市川西農業協同組合	管理部	川西町西2-6	帯広市無線赤十字奉仕団	市役所地域福祉課	西5南7			
帯広大正農業協同組合	管理部	大正本町東1	日赤奉仕団・衛生協力会	市役所地域福祉課	西5南7	帯広大正農業協同組合	管理部	大正本町東1	北海道獣医師会十勝支部		基松町基線3			
十勝広域森林組合	帯広事業所	愛国町基線4	帯広市無線赤十字奉仕団			十勝広域森林組合	帯広事業所	愛国町基線4	帯広市土地改良区	事務局	西5南7			
帯広商工会議所	事務局	西3南9				帯広商工会議所	事務局	西3南9	北海道警備業協会帯広支部		芽室町西土狩北4線2			
※なお、関係機関等の連絡先については、 <u>避難実施要領</u> において整理する。						※関係機関等の連絡先については、 <u>資料編</u> に掲載								

帯広市国民保護計画 新旧対照表

頁	現 行 (令和3年3月)	修 正 (令和5年 月)	備 考
P8	<p>第4章 市の地理的、社会的特徴</p> <p>(略)</p> <p>(3) 人口分布</p> <p>本市の人口は、北海道内179市町村のうち、6番目の169,327人(平成27年度国勢調査)を有しているが、平成11年度以降減少傾向にある。また、年齢層を見ると15歳未満の年少人口が減少、15～64歳の生産年齢人口が若干減少、65歳以上の高齢人口が増加となっており、本市においても少子高齢化が進行している。地区人口については、市街地(人口集中地区)に人口の約9割が集中している状況である。</p> 	<p>第4章 市の地理的、社会的特徴</p> <p>(略)</p> <p>(3) 人口分布</p> <p>本市の人口は、北海道内179市町村のうち、5番目の166,536人(令和2年度国勢調査)を有しているが、平成11年度以降減少傾向にある。また、年齢層を見ると15歳未満の年少人口が減少、15～64歳の生産年齢人口が若干減少、65歳以上の高齢人口が増加となっており、本市においても少子高齢化が進行している。地区人口については、市街地(人口集中地区)に人口の約9割が集中している状況である。</p> 	時点修正
P20	<p>第2編 平素からの備えや予防</p> <p>第1章 組織・体制の整備等</p> <p>第4 情報収集・提供等の体制整備</p> <p>2 警報等の伝達に必要な準備</p> <p>(2) 情報伝達体制の整備</p> <p>市は、防災行政無線、緊急情報一斉伝達システム、緊急速報メール、広報車、消防団及び自主防災組織や自治会等の地域コミュニティを通じた伝達等による他、指定公共機関及び指定地方公共機関である放送事業者との協力、コミュニティFMなどの連携の強化、コンピュータやデータ通信等を利用した迅速な情報提供システムの活用を努め、住民に対する迅速かつ的確な情報伝達体制の充実を図る。更に緊急情報ネットワークシステム(Em-Net)、全国瞬時警報システム(J-ALERT)、消防救急無線、防災行政無線、総合行政ネットワーク(LGWAN)等の公共ネットワークの情報通信手段を的確に運用・管理・整備する。</p>	<p>第2編 平素からの備えや予防</p> <p>第1章 組織・体制の整備等</p> <p>第4 情報収集・提供等の体制整備</p> <p>2 警報等の伝達に必要な準備</p> <p>(2) 情報伝達体制の整備</p> <p>市は、防災行政無線、緊急情報一斉伝達システム、緊急速報メール、広報車、消防団及び自主防災組織や自治会等の地域コミュニティを通じた伝達等による他、指定公共機関及び指定地方公共機関である放送事業者との協力、コミュニティFMなどの連携の強化、コンピュータやデータ通信等を利用した迅速な情報提供システムの活用を努め、住民に対する迅速かつ的確な情報伝達体制の充実を図る。更に緊急情報ネットワークシステム(Em-Net)、全国瞬時警報システム(J-ALERT)、消防救急無線、防災行政無線、総合行政ネットワーク(LGWAN)等の公共ネットワークの情報通信手段を的確に運用・管理・整備する。</p>	全角文字に修正

帯広市国民保護計画 新旧対照表

頁	現 行 (令和3年3月)	修 正 (令和5年 月)	備 考
P22	<p>3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備</p> <p>(1) 安否情報の種類、収集及び報告の様式 市は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報（以下参照）に関して、<u>武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（平成17年総務省令第44号。以下「安否情報省令」という。）第1条に規定する様式第1号及び第2号により収集を行い、第2条に規定する様式第3号の安否情報報告書の様式により</u>、<u>道に報告する</u></p>	<p>3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備</p> <p>(1) 安否情報の種類、収集及び報告の様式 市は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報（以下参照）に関して、<u>原則として、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（平成17年総務省令第44号。以下「安否情報省令」という。）第1条に規定する様式第1号及び第2号の安否情報収集様式により収集し、安否情報システムを用いて</u>道に報告する。</p>	<p>消防庁通知（平成29年8月3日付け消防国第70号）を踏まえた修正</p>
P23	<p>4 被災情報の収集・報告に必要な準備</p> <p>(1) 情報収集・連絡体制の整備 (略)</p> <p>【被災情報の報告様式】 (表中) 1 武力攻撃災害が発生した日時、場所（又は地域） (1) 発生日時 <u>平成</u> 年 月 日 (略)</p>	<p>4 被災情報の収集・報告に必要な準備</p> <p>(1) 情報収集・連絡体制の整備 (略)</p> <p>【被災情報の報告様式】 (表中) 1 武力攻撃災害が発生した日時、場所（又は地域） (1) 発生日時 年 月 日 (略)</p>	<p>年号の削除</p>
P26	<p>第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え</p> <p>1 避難に関する基本的事項</p> <p>(1) 基礎的資料の収集 (略)</p> <p><u>(新規)</u></p>	<p>第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え</p> <p>1 避難に関する基本的事項</p> <p>(1) 基礎的資料の収集 (略)</p> <p>※【市対策本部において集約・整理すべき基礎的資料（例）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 住宅地図 (※ 人口分布、世帯数、昼夜別の人口のデータ) ○ 区域内の道路網のリスト (※ 避難経路として想定される高速道路、国道、道道、市道等の道路のリスト) ○ 輸送力のリスト (※ 鉄道、バス、船舶等の運送事業者や公共交通機関の保有する輸送力のデータ) (※ 鉄道網やバス網、保有車両数などのデータ) ○ 避難施設のリスト（データベース策定後は、当該データベース） (※ 避難住民の収容能力や屋内外の別についてのリスト) ○ 備蓄物資、調達可能物資のリスト (※ 備蓄物資の所在地、数量、区域内の主要な民間事業者のリスト) ○ 生活関連等施設等のリスト (※ 避難住民の誘導に影響を与えかねない一定規模以上のもの) ○ 関係機関（国、道、民間事業者等）の連絡先一覧、協定 (※ 特に、地図や各種のデータ等は、市対策本部におけるテレビの大画面上にディスプレイできるようにしておくことが望ましい) ○ 町内会・自治会、自主防災組織等の連絡先等一覧 (※ 代表者及びその代理の者の自宅及び勤務先の住所、連絡先等) 	<p>記載の追加 (道からの指摘事項)</p>

帯広市国民保護計画 新旧対照表

頁	現 行 (令和3年3月)	修 正 (令和5年 月)	備 考
P33	<p>第3編 武力攻撃事態等への対処 第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置</p> <p>1 事態認定前における緊急事態連絡室等の設置及び初期措置</p> <p>(4) 対策本部への移行に要する調整 緊急事態連絡室を設置した後に政府において事態認定が行われ、市に対し、市町村対策本部を設置すべき市町村の指定の通知があった場合については、直ちに市対策本部を設置して新たな体制に移行するとともに、緊急事態連絡室は廃止する。</p> <p>※【災害対策基本法との関係について】 災害対策基本法は、武力攻撃事態等及び緊急対処事態に対処することを想定した法律ではないことにかんがみ、多数の人を殺傷する行為等の事案に伴い発生した災害に対処するため、災害対策基本法に基づく災害対策本部が設置された場合において、その後、政府において事態認定が行われ、市町村対策本部を設置すべき市町村の指定の通知があった場合には、直ちに市対策本部を設置し、災害対策本部を廃止するものとする。また、市対策本部長は、市対策本部に移行した旨を市関係課に対し周知徹底する。</p> <p>(略)</p>	<p>第3編 武力攻撃事態等への対処 第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置</p> <p>1 事態認定前における緊急事態連絡室等の設置及び初期措置</p> <p>(4) 対策本部への移行に要する調整 緊急事態連絡室を設置した後に政府において事態認定が行われ、市に対し、市対策本部を設置すべき市の指定の通知があった場合については、直ちに市対策本部を設置して新たな体制に移行するとともに、緊急事態連絡室は廃止する。</p> <p>※【災害対策基本法との関係について】 災害対策基本法は、武力攻撃事態等及び緊急対処事態に対処することを想定した法律ではないことにかんがみ、多数の人を殺傷する行為等の事案に伴い発生した災害に対処するため、災害対策基本法に基づく災害対策本部が設置された場合において、その後、政府において事態認定が行われ、市対策本部を設置すべき市の指定の通知があった場合には、直ちに市対策本部を設置し、災害対策本部を廃止するものとする。また、市対策本部長は、市対策本部に移行した旨を市関係課に対し周知徹底する。</p> <p>(略)</p>	記載の適正化
P45	<p>第4章 警報及び避難の指示等 第1 警報の伝達等</p> <p>1 警報の内容の伝達等</p> <p>(2) 警報の内容の通知</p> <p>(略)</p> <p>② 市は、警報が発令された旨の報道発表については速やかに行うとともに、市のホームページ (http : //www . city . obihiro . hokkaido . jp) に警報の内容を掲載する。</p>	<p>第4章 警報及び避難の指示等 第1 警報の伝達等</p> <p>1 警報の内容の伝達等</p> <p>(2) 警報の内容の通知</p> <p>(略)</p> <p>② 市は、警報が発令された旨の報道発表については速やかに行うとともに、市のホームページ (http s : //www . city . obihiro . hokkaido . jp) に警報の内容を掲載する。</p>	ホームページアドレスの修正
P46	<p>2 警報の内容の伝達方法</p> <p>(1) 警報の内容は、緊急情報ネットワークシステム (Em-net)、全国瞬時警報システム (J-ALERT) 等を活用し、地方公共団体に伝達される。市長は全国瞬時警報システム (J-ALERT) と連携している情報手段等により、原則として以下の要領により情報を伝達する。</p> <p>(略)</p> <p>※全国瞬時警報システム (J-ALERT) によって情報伝達されなかった場合においては、緊急情報ネットワークシステム (Em-net) によって伝達された情報をホームページ等に掲載する等により、周知を図る。</p>	<p>2 警報の内容の伝達方法</p> <p>(1) 警報の内容は、緊急情報ネットワークシステム (Em-Net)、全国瞬時警報システム (J-ALERT) 等を活用し、地方公共団体に伝達される。市長は全国瞬時警報システム (J-ALERT) と連携している情報手段等により、原則として以下の要領により情報を伝達する。</p> <p>(略)</p> <p>※全国瞬時警報システム (J-ALERT) によって情報伝達されなかった場合においては、緊急情報ネットワークシステム (Em-Net) によって伝達された情報をホームページ等に掲載する等により、周知を図る。</p>	全角文字に修正
P47	<p>第4章 警報及び避難の指示等 第1 警報の伝達等</p> <p>(略)</p> <p>2 警報内容の伝達方法</p> <p>(略)</p> <p>(2) 市長は、消防機関と連携し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制の整備に努める。</p>	<p>第4章 警報及び避難の指示等 第1 警報の伝達等</p> <p>(略)</p> <p>2 警報内容の伝達方法</p> <p>(略)</p> <p>(2) 市長は、消防機関と連携し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制の整備に努める。</p>	消防庁通知 (平成29年8月3日付け消防国第70号) を踏まえた修正

帯広市国民保護計画 新旧対照表

頁	現 行 (令和3年3月)	修 正 (令和5年 月)	備 考
	<p>この場合において、とから広域消防局及び消防署は保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、町内会や災害時要援護者等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行われるように配慮する。</p> <p>また、市は、道警察の交番、駐在所、パトカー等の勤務員による拡声機や標示を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、道警察と緊密な連携を図る。</p> <p>(3) 警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、災害時要援護者について、防災・福祉部局との連携の下で災害時要援護者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。</p> <p>(略)</p>	<p>この場合において、とから広域消防局及び消防署は保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、町内会や避難行動要支援者等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行われるように配慮する。</p> <p>また、市は、道警察の交番、駐在所、パトカー等の勤務員による拡声機や標示を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、道警察と緊密な連携を図る。</p> <p>(3) 警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、避難行動要支援者について、防災・福祉部局との連携の下で避難行動要支援者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。</p> <p>(略)</p>	
P48	<p>第2 避難住民の誘導等</p> <p>(略)</p> <p>2 避難実施要領の策定</p> <p>(1) 避難実施要領の策定</p> <p>(略)</p> <p>(新規)</p>	<p>第2 避難住民の誘導等</p> <p>(略)</p> <p>2 避難実施要領の策定</p> <p>(1) 避難実施要領の策定</p> <p>(略)</p> <p>※【避難実施要領に定める事項 (法定事項)】</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項 ・避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項 ・その他避難の実施に関し必要な事項 </div>	<p>消防庁通知 (平成29年8月3日付け消防国第70号)を踏まえた修正</p>
P49	<p>(2) 避難実施要領の策定の留意点</p> <p>(略)</p> <p>(3) 避難実施要領の策定における考慮事項</p> <p>避難実施要領の策定に際しては、以下の点に考慮する。</p> <p>(略)</p> <p>⑥ 要援護者の避難方法の決定 (災害時要援護者支援班の設置)</p> <p>(略)</p>	<p>(2) 避難実施要領の策定の留意点</p> <p>(略)</p> <p>(3) 避難実施要領の策定における考慮事項</p> <p>避難実施要領の策定に際しては、以下の点に考慮する。</p> <p>(略)</p> <p>⑥ 要支援者の避難方法の決定 (避難行動要支援者名簿、避難行動要支援者支援班の設置)</p> <p>(略)</p>	<p>消防庁通知 (平成29年8月3日付け消防国第70号)を踏まえた修正</p>
P51	<p>3 避難住民の誘導</p> <p>(略)</p> <p>(2) 消防機関の活動</p> <p>とから広域消防局及び消防署は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、市長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、自力歩行困難な災害時要援護者の人員輸送車両等による輸送を行う等保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。</p> <p>消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、とから広域消防局及び消防署と連携しつつ、自主防災組織、町内会等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、災害時要援護者に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを活かした活動を行う。</p>	<p>3 避難住民の誘導</p> <p>(略)</p> <p>(2) 消防機関の活動</p> <p>とから広域消防局及び消防署は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、市長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、避難行動要支援者の人員輸送車両等による輸送を行う等保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。</p> <p>消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、とから広域消防局及び消防署と連携しつつ、自主防災組織、町内会等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、避難行動要支援者に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを活かした活動を行う。</p>	

帯広市国民保護計画 新旧対照表

頁	現 行 (令和3年3月)	修 正 (令和5年 月)	備 考
P51	<p>(略)</p> <p>(6) 高齢者、障害者等への配慮 市長は、高齢者、障害者等の避難を万全に行うため、<u>災害時要援護者</u>支援班を設置し、社会福祉協議会、民生委員、福祉事業者、障害者団体と協力して、<u>災害時要援護者</u>への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする。 <u>また、「おびひろ避難支援プラン(帯広市災害時要援護者避難支援計画)」に沿った対応を行う。</u></p>	<p>行う。</p> <p>(略)</p> <p>(6) 高齢者、障害者等への配慮 市長は、高齢者、障害者等の避難を万全に行うため、<u>避難行動要支援者</u>支援班を設置し、社会福祉協議会、民生委員、福祉事業者、障害者団体と協力して、<u>避難行動要支援者</u>への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする。<u>(「避難行動要支援者名簿」を活用しながら対応を行う。その際、民生委員と社会福祉協議会との十分な協議の上、その役割を考える必要がある)。</u> <u>(ゲリラ・特殊部隊による攻撃等に際しては、被害が局地的、限定的なものにとどまることも多いことから、時間的余裕がなく、移動により攻撃に巻き込まれる可能性が高い場合は、屋内への避難を現実的な避難方法として検討せざるを得ない場合もあり得る。)</u></p>	<p>「消防庁通知(平成29年8月3日付け消防令第70号)」を踏まえた修正</p> <p>記載の修正(道からの指摘事項)</p>
P54	<p>4 事態認定ごとの避難の留意点</p> <p>(略)</p> <p>※ 弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難であり、また、弾道ミサイルの主体(国又は国に準じる者)の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。 このため、市は弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動がとることができるよう、全国瞬時警報システム(J-A-L-E-R-T)による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努めるとともに、弾道ミサイルが発射された場合には、<u>全ての市(町村)</u>に着弾の可能性があり得るものとして、対応を考える必要がある。 また、急襲的に航空攻撃が行われる場合についても、弾道ミサイルの場合と同様の対応をとるものとする。</p>	<p>4 事態認定ごとの避難の留意点</p> <p>(略)</p> <p>※ 弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難であり、また、弾道ミサイルの主体(国又は国に準じる者)の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。 このため、市は弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動がとることができるよう、全国瞬時警報システム(J-A-L-E-R-T)による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努めるとともに、弾道ミサイルが発射された場合には、<u>市</u>に着弾の可能性があり得るものとして、対応を考える必要がある。 また、急襲的に航空攻撃が行われる場合についても、弾道ミサイルの場合と同様の対応をとるものとする。</p>	<p>文言の削除</p>
P61	<p>第6章 安否情報の収集・提供</p> <p>1 安否情報システムの利用</p> <p>市は、安否情報の収集・提供を効率的に実施するため、消防庁が管理する武力攻撃事態等における安否情報の収集・提供システムを利用するものとし、事態の状況により当該システムによることができないときは、電子メール、<u>FAX</u>により安否情報の報告を行う。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることが出来ない場合は、口頭、電話その他の方法により安否情報の報告を行う。 (略)</p>	<p>第6章 安否情報の収集・提供</p> <p>1 安否情報システムの利用</p> <p>市は、安否情報の収集・提供を効率的に実施するため、消防庁が管理する武力攻撃事態等における安否情報の収集・提供システムを利用するものとし、事態の状況により当該システムによることができないときは、電子メール、<u>FAX</u>により安否情報の報告を行う。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることが出来ない場合は、口頭、電話その他の方法により安否情報の報告を行う。 (略)</p>	<p>全角文字に修正</p>

帯広市国民保護計画 新旧対照表

頁	現 行 (令和3年3月)	修 正 (令和5年 月)	備 考																				
P65	<p>第7章 武力攻撃災害への対処</p> <p>第2 応急措置等</p> <p>(1) 退避の指示</p> <p>(略)</p> <p><u>(新規)</u></p> <p>(2) 屋内退避の指示</p> <p>(略)</p>	<p>第7章 武力攻撃災害への対処</p> <p>第2 応急措置等</p> <p>(1) 退避の指示</p> <p>(略)</p> <p>【退避の指示 (一例)】 (参考情報)</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px;"> <p>○ 「〇〇町×丁目、△△町〇丁目」地区の住民については、外での移動に危険が生じるため、近隣の堅牢な建物や地下街など屋内に一時退避すること。</p> <p>○ 「〇〇町×丁目、△△町〇丁目」地区の住民については、〇〇地区の△△ (一時避難場所)へ退避すること。</p> </div> <p>(2) 屋内退避の指示</p> <p>(略)</p>	記載の追加 (道からの指摘事項)																				
P71	<p>第4 NBC 攻撃による災害への対処等</p> <p>1 NBC 攻撃による災害への対処</p> <p>(略)</p> <p>(4) 汚染原因に応じた対応</p> <p>市は、NBC攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国及び道との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。</p> <p>① 核攻撃等の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 市は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を道に直ちに報告する。 措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させる。 市は、避難住民等 (輸送に使用する車両及びその乗務員を含む。) の避難区域時検査及び簡易除染その他放射性物質による汚染の拡大を防止するため、住民等へ向け、避難区域時検査の場所、災害の概要、避難に必要な情報提供に努めるものとする。 <p>(略)</p> <p>(5) 市長の権限</p> <p>(略)</p>	<p>第4 NBC 攻撃による災害への対処等</p> <p>1 NBC 攻撃による災害への対処</p> <p>(略)</p> <p>(4) 汚染原因に応じた対応</p> <p>市は、NBC攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国及び道との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。</p> <p>① 核攻撃等の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 市は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を道に直ちに報告する。 措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させる。 市は、避難住民等 (輸送に使用する車両及びその乗務員を含む。) の避難区域時検査及び簡易除染その他放射性物質による汚染の拡大を防止するため、住民等へ向け、避難区域時検査の場所、災害の概要、避難に必要な情報提供に努めるものとする。 <p><u>・市長は、必要に応じ、安定ヨウ素剤の予防服用の実施及び飲食物の摂取制限等の措置について、北海道地域防災計画 (原子力防災計画) に準じて行うものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>(5) 市長の権限</p> <p>(略)</p>	国民の保護に関する基本方針の変更																				
P72	<table border="1"> <tr> <td>1.</td> <td>当該措置を講ずる旨</td> </tr> <tr> <td>2.</td> <td>当該措置を講ずる理由</td> </tr> <tr> <td>3.</td> <td>当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体 (上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所)</td> </tr> <tr> <td>4.</td> <td>当該措置を講ずる時期</td> </tr> <tr> <td>5.</td> <td>当該措置の内容</td> </tr> </table>	1.	当該措置を講ずる旨	2.	当該措置を講ずる理由	3.	当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は 死体 (上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所)	4.	当該措置を講ずる時期	5.	当該措置の内容	<table border="1"> <tr> <td>1.</td> <td>当該措置を講ずる旨</td> </tr> <tr> <td>2.</td> <td>当該措置を講ずる理由</td> </tr> <tr> <td>3.</td> <td>当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は遺体 (上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所)</td> </tr> <tr> <td>4.</td> <td>当該措置を講ずる時期</td> </tr> <tr> <td>5.</td> <td>当該措置の内容</td> </tr> </table>	1.	当該措置を講ずる旨	2.	当該措置を講ずる理由	3.	当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は 遺体 (上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所)	4.	当該措置を講ずる時期	5.	当該措置の内容	文言の修正
1.	当該措置を講ずる旨																						
2.	当該措置を講ずる理由																						
3.	当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は 死体 (上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所)																						
4.	当該措置を講ずる時期																						
5.	当該措置の内容																						
1.	当該措置を講ずる旨																						
2.	当該措置を講ずる理由																						
3.	当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は 遺体 (上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所)																						
4.	当該措置を講ずる時期																						
5.	当該措置の内容																						

帯広市国民保護計画 新旧対照表

頁	現 行 (令和3年3月)	修 正 (令和5年 月)	備 考																																																																																																				
P74	<p>第9章 保健衛生の確保その他の措置 (略)</p> <p>2 廃棄物の処理 (略)</p> <p>(2) 廃棄物処理対策 ① 市は、地域防災計画の定めに基づいて、「災害廃棄物対策指針」(平成26年3月環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部)等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。</p>	<p>第9章 保健衛生の確保その他の措置 (略)</p> <p>2 廃棄物の処理 (略)</p> <p>(2) 廃棄物処理対策 ① 市は、地域防災計画の定めに基づいて、「災害廃棄物対策指針」(平成30年3月環境省環境再生・資源循環局 災害廃棄物対策室)等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。</p>	<p>「国民の保護に関する基本指針」の変更</p>																																																																																																				
P85	<p>資料編 <u>(新規)</u></p>	<p>資料編</p> <p><u>関係機関連絡先一覧 (第1編第3章関係)</u></p> <table border="1" data-bbox="1099 563 1984 1305"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>所 在 地</th> <th>電 話 番 号</th> <th>担 当 部 署</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">■ 関係指定行政機関及び関係指定地方行政機関等</td> </tr> <tr> <td>帯広開発建設部</td> <td>帯広市西5条南8丁目</td> <td>0155-24-3194</td> <td>防災課</td> </tr> <tr> <td>帯広財務事務所</td> <td>帯広市西5条南8丁目</td> <td>0155-25-6381</td> <td>総務課</td> </tr> <tr> <td>北海道農政事務所帯広地域拠点</td> <td>帯広市西6条南7丁目</td> <td>0155-24-2401</td> <td>地方参事官室</td> </tr> <tr> <td>十勝西部森林管理署</td> <td>帯広市東9条南14丁目</td> <td>050-3160-5795</td> <td>総務グループ</td> </tr> <tr> <td>北海道運輸局帯広運輸支局</td> <td>帯広市西19条北1丁目</td> <td>0155-33-3286</td> <td>企画輸送・監査担当</td> </tr> <tr> <td>東京航空局帯広空港出張所</td> <td>帯広市泉町西9線</td> <td>0155-64-4707</td> <td></td> </tr> <tr> <td>帯広測候所</td> <td>帯広市東4条南9丁目</td> <td>0155-24-4555</td> <td></td> </tr> <tr> <td>帯広労働基準監督署</td> <td>帯広市西6条南7丁目</td> <td>01555-97-1243</td> <td>第2課</td> </tr> <tr> <td>陸上自衛隊第5旅団第4普通科連隊</td> <td>帯広市南町南7線</td> <td>0155-48-5121</td> <td>第3科</td> </tr> <tr> <td>北海道総合通信局</td> <td>札幌市北区北8条西2丁目</td> <td>011-709-2311</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">■ 関係道機関</td> </tr> <tr> <td>十勝総合振興局地域創生部</td> <td>帯広市東3条南3丁目</td> <td>0155-26-9023</td> <td>地域政策課</td> </tr> <tr> <td>建設管理部</td> <td>帯広市東3条南3丁目</td> <td>0155-27-8708</td> <td>建設行政課</td> </tr> <tr> <td>保健環境部</td> <td>帯広市東3条南3丁目</td> <td>0155-27-8634</td> <td>企画総務課</td> </tr> <tr> <td>森林室</td> <td>浦幌町東山町10-23</td> <td>015-576-2165</td> <td>管理課</td> </tr> <tr> <td>教育庁十勝教育局</td> <td>帯広市東3条南3丁目</td> <td>0155-27-8627</td> <td>企画総務課</td> </tr> <tr> <td>釧路方面帯広警察署</td> <td>帯広市西1条北1丁目</td> <td>0155-25-0110</td> <td>警備課</td> </tr> <tr> <td colspan="4">■ 関係市及び消防機関</td> </tr> <tr> <td>帯広市総務部</td> <td>帯広市西5条南7丁目</td> <td>0155-65-4103</td> <td>危機対策課</td> </tr> <tr> <td>帯広市公営企業</td> <td>帯広市西5条南7丁目</td> <td>0155-65-4211</td> <td>総務課</td> </tr> <tr> <td>帯広市教育委員会</td> <td>帯広市西5条南7丁目</td> <td>0155-65-4201</td> <td>企画総務課</td> </tr> <tr> <td>とから広域消防局</td> <td>帯広市西6条南6丁目</td> <td>0155-26-9122</td> <td>消防救助課</td> </tr> <tr> <td>帯広市消防団</td> <td>帯広市西6条南6丁目</td> <td>0155-26-9128</td> <td>総務部消防課</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	所 在 地	電 話 番 号	担 当 部 署	■ 関係指定行政機関及び関係指定地方行政機関等				帯広開発建設部	帯広市西5条南8丁目	0155-24-3194	防災課	帯広財務事務所	帯広市西5条南8丁目	0155-25-6381	総務課	北海道農政事務所帯広地域拠点	帯広市西6条南7丁目	0155-24-2401	地方参事官室	十勝西部森林管理署	帯広市東9条南14丁目	050-3160-5795	総務グループ	北海道運輸局帯広運輸支局	帯広市西19条北1丁目	0155-33-3286	企画輸送・監査担当	東京航空局帯広空港出張所	帯広市泉町西9線	0155-64-4707		帯広測候所	帯広市東4条南9丁目	0155-24-4555		帯広労働基準監督署	帯広市西6条南7丁目	01555-97-1243	第2課	陸上自衛隊第5旅団第4普通科連隊	帯広市南町南7線	0155-48-5121	第3科	北海道総合通信局	札幌市北区北8条西2丁目	011-709-2311		■ 関係道機関				十勝総合振興局地域創生部	帯広市東3条南3丁目	0155-26-9023	地域政策課	建設管理部	帯広市東3条南3丁目	0155-27-8708	建設行政課	保健環境部	帯広市東3条南3丁目	0155-27-8634	企画総務課	森林室	浦幌町東山町10-23	015-576-2165	管理課	教育庁十勝教育局	帯広市東3条南3丁目	0155-27-8627	企画総務課	釧路方面帯広警察署	帯広市西1条北1丁目	0155-25-0110	警備課	■ 関係市及び消防機関				帯広市総務部	帯広市西5条南7丁目	0155-65-4103	危機対策課	帯広市公営企業	帯広市西5条南7丁目	0155-65-4211	総務課	帯広市教育委員会	帯広市西5条南7丁目	0155-65-4201	企画総務課	とから広域消防局	帯広市西6条南6丁目	0155-26-9122	消防救助課	帯広市消防団	帯広市西6条南6丁目	0155-26-9128	総務部消防課	<p>第1編第3章の関係先の連絡先を記載(道からの指摘事項)</p>
名 称	所 在 地	電 話 番 号	担 当 部 署																																																																																																				
■ 関係指定行政機関及び関係指定地方行政機関等																																																																																																							
帯広開発建設部	帯広市西5条南8丁目	0155-24-3194	防災課																																																																																																				
帯広財務事務所	帯広市西5条南8丁目	0155-25-6381	総務課																																																																																																				
北海道農政事務所帯広地域拠点	帯広市西6条南7丁目	0155-24-2401	地方参事官室																																																																																																				
十勝西部森林管理署	帯広市東9条南14丁目	050-3160-5795	総務グループ																																																																																																				
北海道運輸局帯広運輸支局	帯広市西19条北1丁目	0155-33-3286	企画輸送・監査担当																																																																																																				
東京航空局帯広空港出張所	帯広市泉町西9線	0155-64-4707																																																																																																					
帯広測候所	帯広市東4条南9丁目	0155-24-4555																																																																																																					
帯広労働基準監督署	帯広市西6条南7丁目	01555-97-1243	第2課																																																																																																				
陸上自衛隊第5旅団第4普通科連隊	帯広市南町南7線	0155-48-5121	第3科																																																																																																				
北海道総合通信局	札幌市北区北8条西2丁目	011-709-2311																																																																																																					
■ 関係道機関																																																																																																							
十勝総合振興局地域創生部	帯広市東3条南3丁目	0155-26-9023	地域政策課																																																																																																				
建設管理部	帯広市東3条南3丁目	0155-27-8708	建設行政課																																																																																																				
保健環境部	帯広市東3条南3丁目	0155-27-8634	企画総務課																																																																																																				
森林室	浦幌町東山町10-23	015-576-2165	管理課																																																																																																				
教育庁十勝教育局	帯広市東3条南3丁目	0155-27-8627	企画総務課																																																																																																				
釧路方面帯広警察署	帯広市西1条北1丁目	0155-25-0110	警備課																																																																																																				
■ 関係市及び消防機関																																																																																																							
帯広市総務部	帯広市西5条南7丁目	0155-65-4103	危機対策課																																																																																																				
帯広市公営企業	帯広市西5条南7丁目	0155-65-4211	総務課																																																																																																				
帯広市教育委員会	帯広市西5条南7丁目	0155-65-4201	企画総務課																																																																																																				
とから広域消防局	帯広市西6条南6丁目	0155-26-9122	消防救助課																																																																																																				
帯広市消防団	帯広市西6条南6丁目	0155-26-9128	総務部消防課																																																																																																				

帯広市国民保護計画 新旧対照表

頁	現 行 (令和3年3月)	修 正 (令和5年 月)	備 考																																																																																																																								
		<p>■ 指定公共機関</p> <table border="1"> <tr> <td>JR北海道帯広地区駅</td> <td>帯広市西2条南12丁目</td> <td>0155-23-8175</td> <td></td> </tr> <tr> <td>東日本電信電話(株)北海道東支店</td> <td>帯広市東3条南12丁目</td> <td>0155-23-8920</td> <td></td> </tr> <tr> <td>日本赤十字社北海道支部帯広市地区</td> <td>帯広市西5条南7丁目</td> <td>0155-65-4146</td> <td>市役所地域福祉課</td> </tr> <tr> <td>日本銀行帯広事務所</td> <td>帯広市西2条南12丁目</td> <td>0155-25-5252</td> <td></td> </tr> <tr> <td>日本放送協会帯広放送局</td> <td>帯広市西5条南7丁目</td> <td>0155-23-3111</td> <td>企画編成部</td> </tr> <tr> <td>日本通運(株)帯広支店</td> <td>帯広市西20条南1丁目</td> <td>0155-41-1111</td> <td></td> </tr> <tr> <td>北海道電力ネットワーク(株)帯広支店</td> <td>帯広市西5条南7丁目</td> <td>0155-24-6037</td> <td></td> </tr> <tr> <td>日本郵便(株)帯広郵便局</td> <td>帯広市西3条南8丁目</td> <td>0155-23-2002</td> <td>総務部</td> </tr> <tr> <td>電源開発(株)上士幌電力所</td> <td>上士幌町上士幌東2線228</td> <td>01564-2-4101</td> <td></td> </tr> </table> <p>■ 指定地方公共機関</p> <table border="1"> <tr> <td>帯広市医師会</td> <td>帯広市東3条南11丁目</td> <td>0155-24-2802</td> <td>事務局</td> </tr> <tr> <td>十勝歯科医師会</td> <td>帯広市東7条南9丁目</td> <td>0155-25-2172</td> <td>事務局</td> </tr> <tr> <td>北海道薬剤師会十勝支部</td> <td>帯広市西2条南3丁目</td> <td>0155-27-2427</td> <td></td> </tr> <tr> <td>北海道放送(株)帯広放送局</td> <td>帯広市西2条南10丁目</td> <td>0155-23-9125</td> <td></td> </tr> <tr> <td>札幌テレビ放送(株)帯広放送局</td> <td>帯広市西3条南9丁目</td> <td>0155-23-8600</td> <td></td> </tr> <tr> <td>北海道テレビ放送(株)帯広支社</td> <td>帯広市西3条南10丁目</td> <td>0155-22-0531</td> <td></td> </tr> <tr> <td>北海道文化放送(株)帯広支社</td> <td>帯広市西4条南9丁目</td> <td>0155-25-0035</td> <td></td> </tr> <tr> <td>帯広ガス(株)</td> <td>帯広市西9条南8丁目</td> <td>0155-24-4200</td> <td>供給保安課</td> </tr> <tr> <td>十勝地区トラック協会</td> <td>帯広市西19条北2丁目</td> <td>0155-36-8575</td> <td>事務局</td> </tr> <tr> <td>北海道バス協会</td> <td>札幌市中央区北1条西19丁目</td> <td>011-621-4161</td> <td></td> </tr> <tr> <td>北海道LPガス協会十勝支部</td> <td>帯広市西5条南2丁目</td> <td>0155-23-5993</td> <td></td> </tr> </table> <p>■ 公共的団体及び避難・救護上重要な施設の管理者</p> <table border="1"> <tr> <td>帯広市川西農業協同組合</td> <td>帯広市川西町西2-61</td> <td>0155-59-2111</td> <td>管理部</td> </tr> <tr> <td>帯広市大正農業協同組合</td> <td>帯広市大正本町東1-2</td> <td>0155-64-5211</td> <td>管理部</td> </tr> <tr> <td>十勝広域森林組合</td> <td>帯広市愛国町基線41-17</td> <td>0155-64-2171</td> <td>帯広事業所</td> </tr> <tr> <td>帯広商工会議所</td> <td>帯広市西3条南9丁目</td> <td>0155-25-7121</td> <td>事務局</td> </tr> <tr> <td>帯広市社会福祉協議会</td> <td>帯広市公園東町3丁目9-1</td> <td>0155-21-2414</td> <td>地域福祉課</td> </tr> <tr> <td>日赤奉仕団・衛生協力会</td> <td>帯広市西5条南7丁目</td> <td>0155-65-4146</td> <td>市役所地域福祉課</td> </tr> <tr> <td>帯広市無線赤十字奉仕団</td> <td>帯広市西5条南7丁目</td> <td>0155-65-4146</td> <td>市役所地域福祉課</td> </tr> <tr> <td>北海道獣医師会十勝支部</td> <td>帯広市基松町基線35-12</td> <td>0155-64-2058</td> <td></td> </tr> <tr> <td>帯広市土地改良区</td> <td>帯広市西5条南7丁目</td> <td>0155-65-4229</td> <td>事務局</td> </tr> <tr> <td>北海道警備業協会帯広支部</td> <td>芽室町西土狩北4線26</td> <td>0155-61-3026</td> <td></td> </tr> </table>	JR北海道帯広地区駅	帯広市西2条南12丁目	0155-23-8175		東日本電信電話(株)北海道東支店	帯広市東3条南12丁目	0155-23-8920		日本赤十字社北海道支部帯広市地区	帯広市西5条南7丁目	0155-65-4146	市役所地域福祉課	日本銀行帯広事務所	帯広市西2条南12丁目	0155-25-5252		日本放送協会帯広放送局	帯広市西5条南7丁目	0155-23-3111	企画編成部	日本通運(株)帯広支店	帯広市西20条南1丁目	0155-41-1111		北海道電力ネットワーク(株)帯広支店	帯広市西5条南7丁目	0155-24-6037		日本郵便(株)帯広郵便局	帯広市西3条南8丁目	0155-23-2002	総務部	電源開発(株)上士幌電力所	上士幌町上士幌東2線228	01564-2-4101		帯広市医師会	帯広市東3条南11丁目	0155-24-2802	事務局	十勝歯科医師会	帯広市東7条南9丁目	0155-25-2172	事務局	北海道薬剤師会十勝支部	帯広市西2条南3丁目	0155-27-2427		北海道放送(株)帯広放送局	帯広市西2条南10丁目	0155-23-9125		札幌テレビ放送(株)帯広放送局	帯広市西3条南9丁目	0155-23-8600		北海道テレビ放送(株)帯広支社	帯広市西3条南10丁目	0155-22-0531		北海道文化放送(株)帯広支社	帯広市西4条南9丁目	0155-25-0035		帯広ガス(株)	帯広市西9条南8丁目	0155-24-4200	供給保安課	十勝地区トラック協会	帯広市西19条北2丁目	0155-36-8575	事務局	北海道バス協会	札幌市中央区北1条西19丁目	011-621-4161		北海道LPガス協会十勝支部	帯広市西5条南2丁目	0155-23-5993		帯広市川西農業協同組合	帯広市川西町西2-61	0155-59-2111	管理部	帯広市大正農業協同組合	帯広市大正本町東1-2	0155-64-5211	管理部	十勝広域森林組合	帯広市愛国町基線41-17	0155-64-2171	帯広事業所	帯広商工会議所	帯広市西3条南9丁目	0155-25-7121	事務局	帯広市社会福祉協議会	帯広市公園東町3丁目9-1	0155-21-2414	地域福祉課	日赤奉仕団・衛生協力会	帯広市西5条南7丁目	0155-65-4146	市役所地域福祉課	帯広市無線赤十字奉仕団	帯広市西5条南7丁目	0155-65-4146	市役所地域福祉課	北海道獣医師会十勝支部	帯広市基松町基線35-12	0155-64-2058		帯広市土地改良区	帯広市西5条南7丁目	0155-65-4229	事務局	北海道警備業協会帯広支部	芽室町西土狩北4線26	0155-61-3026		
JR北海道帯広地区駅	帯広市西2条南12丁目	0155-23-8175																																																																																																																									
東日本電信電話(株)北海道東支店	帯広市東3条南12丁目	0155-23-8920																																																																																																																									
日本赤十字社北海道支部帯広市地区	帯広市西5条南7丁目	0155-65-4146	市役所地域福祉課																																																																																																																								
日本銀行帯広事務所	帯広市西2条南12丁目	0155-25-5252																																																																																																																									
日本放送協会帯広放送局	帯広市西5条南7丁目	0155-23-3111	企画編成部																																																																																																																								
日本通運(株)帯広支店	帯広市西20条南1丁目	0155-41-1111																																																																																																																									
北海道電力ネットワーク(株)帯広支店	帯広市西5条南7丁目	0155-24-6037																																																																																																																									
日本郵便(株)帯広郵便局	帯広市西3条南8丁目	0155-23-2002	総務部																																																																																																																								
電源開発(株)上士幌電力所	上士幌町上士幌東2線228	01564-2-4101																																																																																																																									
帯広市医師会	帯広市東3条南11丁目	0155-24-2802	事務局																																																																																																																								
十勝歯科医師会	帯広市東7条南9丁目	0155-25-2172	事務局																																																																																																																								
北海道薬剤師会十勝支部	帯広市西2条南3丁目	0155-27-2427																																																																																																																									
北海道放送(株)帯広放送局	帯広市西2条南10丁目	0155-23-9125																																																																																																																									
札幌テレビ放送(株)帯広放送局	帯広市西3条南9丁目	0155-23-8600																																																																																																																									
北海道テレビ放送(株)帯広支社	帯広市西3条南10丁目	0155-22-0531																																																																																																																									
北海道文化放送(株)帯広支社	帯広市西4条南9丁目	0155-25-0035																																																																																																																									
帯広ガス(株)	帯広市西9条南8丁目	0155-24-4200	供給保安課																																																																																																																								
十勝地区トラック協会	帯広市西19条北2丁目	0155-36-8575	事務局																																																																																																																								
北海道バス協会	札幌市中央区北1条西19丁目	011-621-4161																																																																																																																									
北海道LPガス協会十勝支部	帯広市西5条南2丁目	0155-23-5993																																																																																																																									
帯広市川西農業協同組合	帯広市川西町西2-61	0155-59-2111	管理部																																																																																																																								
帯広市大正農業協同組合	帯広市大正本町東1-2	0155-64-5211	管理部																																																																																																																								
十勝広域森林組合	帯広市愛国町基線41-17	0155-64-2171	帯広事業所																																																																																																																								
帯広商工会議所	帯広市西3条南9丁目	0155-25-7121	事務局																																																																																																																								
帯広市社会福祉協議会	帯広市公園東町3丁目9-1	0155-21-2414	地域福祉課																																																																																																																								
日赤奉仕団・衛生協力会	帯広市西5条南7丁目	0155-65-4146	市役所地域福祉課																																																																																																																								
帯広市無線赤十字奉仕団	帯広市西5条南7丁目	0155-65-4146	市役所地域福祉課																																																																																																																								
北海道獣医師会十勝支部	帯広市基松町基線35-12	0155-64-2058																																																																																																																									
帯広市土地改良区	帯広市西5条南7丁目	0155-65-4229	事務局																																																																																																																								
北海道警備業協会帯広支部	芽室町西土狩北4線26	0155-61-3026																																																																																																																									